

日本保健医療大学 授業料等未納に係る除籍の取扱いに関する規程

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本保健医療大学学則(以下「学則」という。)第33条第3号及び第40条に規定する授業料等未納に係る除籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(督促状)

第2条 学則第35条及び日本保健医療大学学生納付金に関する規程(以下「学生納付金に関する規程」という。)第3条、第4条に規定する納付期限までに授業料等の所定の金額を納付しない者に、督促状により督促を行う。

- 2 学生納付金に関する規程第3条に規定する納付期限までに納付しないときは、当該学生及びその保証人に対し、納付期限から2カ月後(前期分については6月15日、後期分については11月30日)を期限に定めて督促状を送付するものとする。
- 3 督促状の納付期限までに納付しないときは、当該学生及びその保証人に対し前期分については督促状の期限から1カ月半後(7月31日)、後期分については、督促状の期限から1カ月後(12月31日)、を期限に定めて再督促状及び除籍予告通知を送付するものとする。
- 4 学生納付金に関する規程第4条に規定する延納願を提出し、延納を認められた者においては、納付期限は最長でも、前期分を7月31日、後期分を12月31日とし、この期限を超え滞納する者へは除籍予告通知を送付するものとする。
- 5 督促状においては、理由書の提出、単位認定困難、定期試験受験拒否のみなし、出席停止及び除籍のおそれのあることの通知等を、督促と併せて行うものとする。

(除籍予告通知)

第3条 前条に定める納付期限までに納付しないときは、除籍の予告通知を行う。

- 2 前項の通知は、配達証明郵便により行うものとする。

(除籍の決定)

第4条 学長は、第2条に規定する督促状の納付期限までに納付がないときは、教授会に意見を求め、除籍を決定する。

- 2 除籍の日付けは、学長が除籍を決定した月の末日付けとする。

(除籍の通知)

第5条 学長は、除籍を決定したときは、当該学生及びその保証人に通知するものとする。

2 前項の通知は、配達証明郵便により行うものとする。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。